

6 監査公表第5号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年7月17日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第1項及び第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月12日

福岡市監査委員	阿部 真之助
同	高木 勝利
同	水町 博之
同	本野 正紀

1 監査報告と措置の件数

6 監査公表第1号（令和6年2月29日付 福岡市公報第7032号(別冊)公表）分

…37件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(事務監査)

1 局別監査

(1) 財政局

監査の結果	措置の状況
<p>会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>パートタイム会計年度任用職員の年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得単位は1日又は1時間とされており、時間単位で年休を取得する場合、年度当初に付与された1日単位の年休を時間年休に換算して取得することとなる。また、一の年度において時間年休に換算できる日数は、勤務時間の区分に応じて10日の範囲内とされている。</p> <p>しかしながら、令和4年度において、時間年休に換算できる上限日数（10日）を超えて申請された1時間単位の年休を誤って承認していた。また、上限を超えた部分は1日単位の年休となることから、年休付与日数を超えた部分は欠勤等（正規の勤務時</p>	<p>会計年度任用職員の年休管理については、時間年休の取得上限を任用中の会計年度任用職員に改めて周知するとともに、令和5年4月から諸承認申請書に時間年休の通算取得日数欄を設けて可視化し、直接監督者及び所属長によるダブルチェックを行うこととした。</p> <p>併せて、当該指摘を受けた後に、関係法令等を確認の上、適正処理を行うための対策を課内で検討し、その内容を令和6年3月の課内研修で所属職員に共有し、再発防止に努めている。</p> <p>なお、欠勤により減額すべき額については、令和6年1月に該当職員から返納済みである。</p>

<p>間中に勤務しないために給与を減額される場合をいう。)となるが、減額せずに支給していた。</p> <p>会計年度任用職員に係る事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。</p> <p>(総務資金課)</p>	
<p>給付の対価の速やかな支払いについて (意見)</p> <p>給付の対価は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内に支払わなければならない、期限までに対価を支払わない場合は、遅延利息を支払わなければならない。また、同法の趣旨に鑑みると、請求書が提出されない場合も漫然と放置せず、請求書の提出を催促するなどして、早期の支払いに努める必要がある。</p> <p>これまでの監査において、同法に定める期限までに対価を支払っていないもの、遅延利息を支払っていないもの、支払いまでに長期日数を要しているもの等、給付の対価の支払いに関する不適切な事務処理が多数見られたことから、再三にわたり指摘・指導を行ってきたところであるが、今年度の監査においても、複数の局等で同様の不適切な事務処理が見られた。</p> <p>契約事務の所管課においては、関連法令の周知徹底や、各所属が速やかに対価を支払うための方策を検討するなど、再発防止に取り組まされたい。</p> <p>(契約監理課関連)</p>	<p>係長以下を対象とした対価の支払いに関する研修を令和6年6月に実施し関係法令の周知徹底を図るとともに、ICTを活用した速やかな対価の支払いを検討するなど、関係局と連携して再発防止に取り組んでいる。</p>

(2) 経済観光文化局

監査の結果	措置の状況
<p>委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。しかしながら、令和2年度及び同4年度の「福岡市史編さん業務委託」において、前金払で委託料を支出していたが、令和2年度の成果物である「資料編 古代1」及び同4年度の成果物である「民俗編三」について、履行期間内に現物が納品されていないにもかかわらず、業務完了と認めていた。なお、実査日（令和5年9月14日）現在納品されておらず、また、納品がないにもかかわらず、受領したものとして物品出納簿を作成していた。</p> <p>適正な事務処理が行われるよう、契約のあり方を含め、早急に対策を講じられたい。 (博物館市史編さん室)</p>	<p>「資料編 古代1」及び「民俗編三」は令和6年1月に納品された。</p> <p>上記2巻が納品されたことを受け、物品出納簿を改めて作成した。</p> <p>委託契約事務について、再発防止のため、令和6年度以降の契約を、調査、研究から印刷製本までを一括で委託していた従来の内容から改め、版下作成から印刷製本にかかる業務は、市が直接契約し、福岡市史編集委員会には調査、研究、原稿案の作成、校訂、校正、監修、普及事業等、製本にかかる業務以外の業務を委託し、適切に進行管理を行っていくこととした。</p> <p>また、市が版下作成を印刷事業者等と契約するにあたっては、福岡市史編集委員会から提出された原稿案を確認するとともに、校正、監修にかかる進行管理表を作成し、隔週で行われる課内会議で進捗を確認することとした。</p> <p>また、令和6年3月に、法令の遵守やチェック体制の構築など、再発防止へ向けた職場研修を行った。</p>

(3) 消防局

監査の結果	措置の状況
<p>物品（タクシー乗車券）管理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、必要な乗車券のみに押印して交付しなければならない。しかしながら、令和5年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて</p>	<p>責任者印をまとめて押印していたタクシー乗車券については、令和5年10月に印鑑の取消処理を行った。また、すべての所属で取扱い状況の確認を行うとともに、適切な事務処理がなされるよう、チェックシートを作成して再発防止を図った。</p>

<p>押印しているものが多数見受けられた。</p> <p>タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理し、交付するよう十分注意されたい。</p> <p>(博多消防署予防課)</p>	
--	--

(4) 交通局

監査の結果	措置の状況
<p>委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならない。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和5年度の「交通局本局庁舎清掃業務委託」の支出において、令和5年5月から同年7月までの各月の委託料について、業務完了届の提出を受け完了検査後、適正な請求書を受領しているにもかかわらず、支出負担行為に係る事業ごとの按分額に誤りがあり、その修正手続きに時間を要したとの理由で、実査日（令和5年9月22日）現在支払いが行われていなかった。</p> <p>委託料の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(総務課)</p>	<p>令和5年5月から7月までの各月の委託料の支払いについては、同年9月28日に支払いを完了している。</p> <p>また、遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、令和6年1月16日に支払いを完了している。</p> <p>支出負担行為書作成時の積算方法について、令和6年1月に新たに作成したマニュアル及びチェックリストに基づき副担当者がダブルチェックを実施することとしたほか、積算精査を、担当職員から上司へ対面により実施することとした。</p> <p>また、支払遅延の防止について、局内に周知を図り、再発防止を図っている。</p>

(5) 教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>パートタイム会計年度任用職員に係</p>	<p>各職務に応じた勤務時間の帯区分について、勤務条件通知書に記載の時間を遵守するよう、令和5年10月に各会計年度任用職員へ個別に説明するとともに、勤務時</p>

る事務において、次のような事例が見受けられた。

関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。

A 労働基準法第15条では、「使用者は労働者に対して賃金、労働時間その他の勤務条件を明示しなければならない。」とされており、会計年度任用職員の勤務時間等については、標準的な勤務時間及び業務上の理由等から各職に応じた勤務時間の帯区分等を定め、所属長が各職に応じた勤務時間等を勤務条件通知書により本人に通知している。しかしながら、令和2年度、同3年度、同4年度及び同5年度について、勤務条件通知書に記載していない勤務時間（標準的な勤務時間を含む。）に、割振りを変更しているものがあった。

B また、勤務条件通知書には、時間外勤務は「1日の勤務時間が7時間45分を超えない範囲で、必要に応じ時間外勤務を命じることがある」としている。しかしながら、令和4年度及び同5年度の上記Aの勤務時間の割振り変更の際に、7時間45分を超えて勤務させているものがあり、時間外勤務手当を支給していなかった。

C パートタイム会計年度任用職員の年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得単位は1日又は1時間とされており、時間単位で年休を取得する場合、年度当初に付与された1日単位の年休を時間年休に換算して取得することとなる。また、一の年度において

間の帯区分表を勤務割振変更申請書の表紙裏に貼付し周知徹底を図った。

時間外勤務手当の未支給分については令和6年2月に追加支給し、欠勤により減額すべき額は、同月に返納済である。

また、会計年度任用職員の休暇取得管理については、令和5年9月から諸承認申請書に時間年休の取得可能時間数及び通算取得時間数の欄を設けて可視化することで職員自身の意識定着と、庶務担当者や承認者の確認体制の強化を図り、併せて、毎月出勤簿との突合も含めて庶務担当者による再確認を行うこととした。

令和6年3月に会計年度職員任用事務（勤務時間の割り振り、時間外勤務手当の支給漏れ、時間年休に換算できる上限日数）について課内研修を行い、勤務条件や関係法令等を再確認し誤った事務処理を繰り返さないよう情報共有及び注意喚起を行うことで再発防止を図った。

<p>時間年休に換算できる日数は、勤務時間の区分に応じて10日の範囲内とされている。しかしながら、令和4年度について、時間年休に換算できる上限日数（10日）を超えて申請された1時間単位の年休を誤って承認していた。また、上限を超えた部分は1日単位の年休となることから、年休付与日数を超えた部分は欠勤等（正規の勤務時間中に勤務しないために給与を減額される場合をいう。）となるが、減額せずに支給していた。</p> <p style="text-align: center;">（健康教育課）</p>	
<p>(イ) 報償費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 報償費、借損料及び委託料の支出において、次のような事例が見受けられた。 速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>A 報償費の支出については、実施確認後、速やかに支払わなければならない。しかしながら、「令和3年度学校プール衛生管理研修会 講師謝礼金」の支出において、実施確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>B 給付の対価は、履行完了確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、「令和元年度福岡市就学時健康診断業務委託(内科等)」及び「平成31年度福岡市立高等学校等生徒結核健康診断に係るエックス線検査等業務委託」に係る委託料並びに</p>	<p>報償費等の支払遅延については研修実施担当者と支出担当者間で情報共有が不足したことが一因であったため、令和6年3月に、研修実施の起案時に職員間で情報共有することとした。</p> <p>また、同月に課内研修を行い、履行完了確認後、速やかに事務処理を行うとともに、債権者からの書類提出の有無も含めて確認を徹底すること、及び定期的なミーティング等で支払が必要な案件の進捗状況を係長と係員で相互に確認することとし再発防止に努めている。</p>

<p>「平成31年度福岡市立学校健康診断用医療器具（耳鼻科器具）賃貸借」、令和2年度「高宮中学校外13校扇風機賃貸借4月分」及び「高宮中学校外13校扇風機賃貸借5月分」に係る借損料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>(健康教育課)</p>	
<p>(ウ) 委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和3年度「学校給食廃棄物の搬出処理業務委託（博多小学校外19校）（1月分）」外11件に係る委託料の支出において、請求日から30日を超えて支払っていた。</p> <p>委託料の支払いにあたっては、適正な事務処理を行われない。</p> <p>(給食運営課)</p>	<p>担当者は毎月請求書受理後、速やかな支払処理に努めるとともに、担当係長は、令和4年度以降、進捗管理リストにより、毎月支出処理の遅れがないよう進捗状況を把握し、チェックを徹底している。</p> <p>令和6年3月に課内研修を行い、会計事務を行う職員に対しては、改めて事務処理マニュアル等を熟読させ、不明な点は適宜係長とも相談のうえ、適切な事務処理を行うよう努めている。</p>
<p>(エ) 公有財産の管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>公有財産は、地方自治法及び福岡市公有財産規則（以下「規則」という。）に基づき、適正に管理しなければならない。また、自動販売機を設置させる場合は、地方自治法、規則及び「自動販売機を設置させる場合の取扱いについて」（平成21年9月18日財政局長通知）の規</p>	<p>姪浜中学校に設置している自動販売機については、令和6年7月、設置事業者との協議により、協定の合意解除を行うこととした。電気料金については、協定書に基づき請求することとした。</p> <p>また、令和6年3月に、教育委員会より文書で全校に対し注意喚起を行うとともに、学校においても、職員等への研修を実施するなど再発防止のために周知徹底を</p>

<p>定に基づき、目的外使用許可及び使用料等の徴収を行わなければならない。しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>自動販売機の設置に当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>A 行政財産に自動販売機を設置しようとする者は、規則で定める方法により、行政財産の目的外使用許可を申請する必要がある。また、中学校長が行う校舎及び校庭の使用許可は、一時的な使用で使用料の徴収を伴わない場合に限られており、自動販売機の設置を許可することはできない。しかしながら、令和元年6月20日、姪浜中学校長（当時）は、自己の職氏名により設置事業者と協定を締結し、校舎に飲料用自動販売機1台を設置させていた。また、協定書には、校長が「自動販売機設置に関して契約締結をする権利を正当に有することを保証する。」と記載していた。</p> <p>B 行政財産の貸付け又は目的外使用許可に係る貸付料又は使用料は、規則の規定に基づき、設置事業者から徴収する必要があるが、協定書において、貸付料又は使用料に相当する「販売手数料」を無料としており、徴収していなかった。</p> <p>C 行政財産の貸付け又は目的外使用許可に係る電気料金等の費用は、規則において使用者の負担とされており、協定書においても、「自販機電気代は乙（設置事業者）負担とする。（メーター検針による請求に対し乙負担）」</p>	<p>図った。</p>
--	-------------

<p>としているが、徴収していなかった。 (姪浜中学校)</p>	
<p>(㊦) 就学援助費の支給について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 学校教育法第19条の規定に基づき校長を通じて支給される就学援助費については、教育支援課から校長口座に入金後、速やかに保護者へ支給しなければならない。しかしながら、平成30年度の就学援助費の支給において、次のような事例が見受けられた。 就学援助費の支給に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>A 平成31年3月に入金された就学援助費を、令和3年4月に支給していた。</p> <p>B 教育支援課に対する報告について、就学援助費支給状況報告書により、全額支給済みとしていた。</p> <p>C 令和元年度の現金出納簿について、上記Aの残高を除いた金額で作成していた。また、通帳の残高と一致していないにもかかわらず、校長の確認を受けていた。</p> <p>(玄界中学校)</p>	<p>就学援助費の請求等を行った場合、每学期末に事務職員だけでなく管理職も交え、現金出納簿と口座残高が一致することの確認を行うこととし、再発防止を図っている。</p> <p>また、令和6年1月の職員会議にて、今回の指摘内容を共有するとともに、就学援助制度について遵守事項をまとめた資料を用いて、所属職員へ情報共有の周知徹底を図った。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの (ア) 空調設備工事の積算を適正に行う</p>	<p>指摘内容を令和6年1月に課内会議で周知するとともに、設計・工事を依頼している財政局と協議する時間を十分確保す</p>

<p>べきもの</p> <p>海の中道青少年海の家本館空調機更新工事 (契約金額8,322万8,310円)</p> <p>本工事はこども施設の空調機を更新する工事である。</p> <p>空調設備工事の積算において、塩害防止フィルターは見積りを徴収して単価を決定していたが、誤って仕様を満足していない見積りを採用して単価を決定していた。また、室内機周りのチャンバーに設置する点検口や既存給水管から加湿給水管を分岐する箇所で使用する配管材を誤って計上していなかった。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>空調機の室内機の据付費について、据付にかかる歩掛の適用が誤っており、また、「公共建築工事標準単価積算基準」により機器が防振基礎の場合は据付費を割増しする必要があるが誤って割増ししていなかった。さらに、床置形の室内機や長方形ダクトに対して「公共建築工事標準単価積算基準」に基づく総合調整費を計上していたが、「同積算基準の解説」によると今回設置したパッケージ形空気調和機は総合調整費の算定対象でなく、単体機器で運転するため長方形ダクトに対する総合調整費の計上は不要であった。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (こども健全育成課、財政局設備課関連)</p>	<p>ることとし、再発防止に努めている。 (こども健全育成課)</p> <p>今回の指摘内容を令和6年1月の課内会議で周知するとともに、「設計・積算業務の精度向上の取組み」の更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。 (財政局設備課)</p>
---	--

(2) 経済観光文化局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>消火設備工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>マリンメッセ福岡A館大空間散水消火設備改修工事</p> <p>(契約金額2億900万円)</p> <p>本工事はマリンメッセ福岡A館における大空間散水消火設備の改修を行う工事である。</p> <p>消火機器の積算において、見積りを徴収して単価を決定していたが、一部の機器で「福岡市消防用設備等の技術基準」に合致しない見積りを採用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、配線工事の積算において、一部の配線工事の労務費について「公共建築工事標準単価積算基準」に規定されている歩掛を適用せずに、見積りによる単価を採用した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(M I C E 推進課、財政局設備課関連)</p>	<p>指摘内容については、令和6年3月に課内会議等で周知し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(M I C E 推進課)</p> <p>今回の指摘内容を令和6年1月の課内会議で周知するとともに、「設計・積算業務の精度向上の取組み」の更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>施工管理を適正に行うべきもの</p> <p>マリンメッセ福岡B館周辺整備工事(その2)</p> <p>(契約金額3,883万7,700円)</p> <p>本工事はマリンメッセ福岡B館周辺における乗入口の設置及び下水道管整備を目的とした道路整備工事である。</p> <p>「建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編」では、施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることがないように、固定</p>	<p>指摘内容については、令和6年3月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、今回の指摘を踏まえ、適切な安全管理を図るため、安全対策に関するチェックシートを用いて現場巡視を行うなど、受注者への指導を徹底することとし、再発防止を図っている。</p>

<p>さく又はこれに類する工作物を設置しなければならないとされている。</p> <p>また「土木工事安全施工技術指針」では、工事現場の周囲は必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等の立入防止施設を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にし、さらに道路に近接して掘削等によって開口している箇所がある場合には、蓋をするか防護柵を設置して、転落防止措置を講じることとされている。</p> <p>しかしながら、マンホール設置作業中において、施工箇所を掘削し、開口状態となっていたにもかかわらず、施工箇所と車道との間に一般の立入りを禁止するための柵等を設置しないまま作業を行っていた。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。</p> <p>(課長 (M I C E 施設整備担当))</p>	
--	--

(3) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 管きょ工 (泥土圧シールド工法) の積算を適正に行うべきもの</p> <p>福岡 (今泉二丁目2) 外地区下水道築造工事 [総合評価]</p> <p>(契約金額35億3,178万2,948円)</p> <p>本工事は浸水対策を目的とした雨水幹線を整備する工事である。</p> <p>管きょ工 (泥土圧シールド工法) の積算において、一次覆工 (φ3000) の機械器具損料を算出するにあたり、「その他のジャッキ」に「シールドジ</p>	<p>指摘事項について、再発防止のため、令和6年3月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、同様の誤りが無いよう、工種等で精査を分担することで十分な精査時間を確保し、より詳細な確認を行うとともに、課内他係におけるクロスチェックを行うなど、チェック体制の強化を図っている。</p>

<p>ヤッキスプレッダー」を含めて計上する必要があるにもかかわらず、誤って計上していなかった。</p> <p>また、二次覆工のスチールフォーム（φ3000とφ1350）の機械器具損料を算出するにあたり、3社より見積を徴収し、その平均額を計上していたが、見積比較表を作成する際、「現地組立指導費」を計上する必要があるにもかかわらず、うち1社において、「現地組立指導費」を誤って計上しなかった。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（中部下水道課）</p>	
<p>B 推進工法、舗装工の積算及び諸経費等の算定を適正に行うべきもの</p> <p>周船寺第1雨水幹線築造工事〔総合評価〕</p> <p>（契約金額14億6,316万3,900円）</p> <p>本工事はシールド工法による雨水幹線を築造する工事である。</p> <p>推進工法の積算において、代価表を作成して1m当りの単価を算出する際に単位当たりの数量及びラフテレーンクレーン賃料の適用規格を誤っていた。</p> <p>また、カラーアスファルト混合物の資材単価は、使用量に応じた区分の単価が設定されており、舗装工の積算において、誤った使用量区分の単価を採用していた。</p> <p>さらに、一般管理費を含む見積単価</p>	<p>指摘事項について、再発防止のため、令和6年2月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、同様の誤りがないよう、関係部署内で共有を図り、令和6年3月に既存の「工事設計チェックリスト」を改定した「設計内容確認報告書」により、チェック体制の強化を図っている。</p>

<p>を採用していたフラップゲート（水門）について、諸経費等の対象外とすべきところ、誤って諸経費等の対象としていた。</p> <p>その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（西部下水道課）</p>	
<p>C 移動式ガードレール（設置）の積算適正に行うべきもの</p> <p>元岡第4雨水幹線（6）築造工事〔総合評価〕</p> <p style="text-align: center;">（契約金額2億4,802万4,700円）</p> <p>本工事は雨水幹線である水路の拡幅整備を行う築造工事である。</p> <p>移動式ガードレール（設置）の積算において適用した施工単価（市場単価）については、機械経費、労務費及び材料費を含んだ単価となっている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、移動式ガードレール設置に必要な材料を発注者が支給（貸与）しているにもかかわらず、材料費を含む施工単価（市場単価）を適用した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（西部下水道課）</p>	<p>指摘事項について、再発防止のため、令和6年2月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、同様の誤りがないよう、関係部署内で共有を図り、令和6年3月に既存の「工事設計チェックリスト」を改定した「設計内容確認報告書」により、チェック体制の強化を図っている。</p>
<p>D 共通費の算定を適正に行うべきもの</p> <p>川端ぜんざい広場 西側シャッター更新工事</p> <p style="text-align: center;">（契約金額1,277万4,300円）</p> <p>本工事は河川管理施設のシャッター</p>	<p>指摘事項について、再発防止のため、令和6年2月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、建築工事について、当課で設計・積算を行う場合は、専門的な知識を有する職員が配置されている部署へ必ず内容精</p>

<p>一を更新する工事である。</p> <p>共通費の算定において、建築工事にて適用する積算の手引きや積算運用細則（建築工事営繕用）に基づき算定していなかった結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（河川課）</p>	<p>査を依頼することとした。</p> <p>さらに、関係部署内で共有を図り、令和6年3月に既存の「工事設計チェックリスト」を改定した「設計内容確認報告書」により、チェック体制の強化を図っている。</p>
<p>E 仮設材設置撤去工及び賃料等の積算を適正に行うべきもの</p> <p>都市基盤周船寺川河川改修（No. 105取水施設樋管）工事 （契約金額8,657万8,800円）</p> <p>本工事は河川改修に伴う取水施設を整備する工事である。</p> <p>仮設材設置撤去工の対象となる仮設材（切梁・腹起し）の質量算出において、主部材及び副部材の全質量を対象とすべきところ、誤って主部材のみの質量を算出して積算を行っていた。</p> <p>また、仮設材（鋼矢板）賃料等の積算において、当初は撤去を考えていたが、鋼矢板1本もののうち、一部が撤去出来なくなった場合の未撤去部分については、撤去部分の長さ（スクラップ長）により不足分弁償金、または不足分弁償金に事象発生時点までの賃料を加算するようになっているが、その適用を誤っていた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（河川課）</p>	<p>指摘事項について、再発防止のため、令和6年2月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、同様の誤りがないよう、関係部署内で共有を図り、令和6年3月に既存の「工事設計チェックリスト」を改定した「設計内容確認報告書」により、チェック体制の強化を図っている。</p>

<p>F 機器の輸送費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>上牟田川排水機場 No. 1 主ポンプ設備改修工事</p> <p>(契約金額4,720万5,400円)</p> <p>本工事は排水機場の主ポンプ設備の改修を行う工事である。</p> <p>主ポンプ設備改修工事の積算において、主ポンプ設備の分解整備は受注者の工場で行うことにしているが、工場までの輸送費の算定について、運搬距離を誤っていたこと、及び、運搬車両の選定を誤っていた結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(河川課)</p>	<p>指摘事項について、再発防止のため、令和6年2月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、関係部署内で共有を図り、使用している積算様式内に詳細な設計条件等を明記することで、同様の誤りが発生しないよう対策を行った。</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>施工管理を適正に行うべきもの</p> <p>比恵(博多駅南一丁目外)地区下水道築造工事〔総合評価〕</p> <p>(契約金額2億4,174万400円)</p> <p>本工事は老朽化した下水道管渠の管更生工事である。</p> <p>本工事区間における歩道部には、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されており、工事にあたっては「福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」等に則り、現状の誘導機能を確保しながら行う必要がある。</p> <p>しかしながら、下水道管渠工事に伴い、視覚障がい者誘導用ブロックが一時的に撤去されていたが、仮設置等による誘導機能の確保が行われていなかった。</p>	<p>今回の指摘を踏まえ、内容や原因について令和6年3月の課内会議で共有を図った。</p> <p>今後、設計委託前から確実な現場確認を行い、設計の段階で視覚障がい者誘導用ブロック設置を計上するとともに、受注者へ当初施工計画書への誘導機能の確保を記載するよう指導を行い、再発防止に努めている。</p>

<p>今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。 (東部下水道課)</p>	
---	--

(4) 交通局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(ア) 機器の輸送費及び据付費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>福岡市地下鉄七隈線博多駅（仮称）空調設備工事 [総合評価]</p> <p>（契約金額6億6,133万6,500円）</p> <p>本工事は地下鉄七隈線新駅の新設に伴う空調設備工事である。</p> <p>空調設備工事の積算において、一部の機器について製造メーカーの工場から現地までの輸送費を誤って計上していなかった。</p> <p>また、「公共建築工事標準単価積算基準」により、機器が防振基礎の場合は据付費を割増しする必要があるが、一部の機器について誤って割増ししていなかった。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設課)</p>	<p>本指摘事項及び施設課の改善対応については、他所属での同様事例の再発防止のため、令和6年1月に施設部内で全所属長から所属職員に直接説明し情報共有を行うとともに、同様の事例を起こさないよう、局内にも本事案を周知した。</p> <p>経験に関わらず設計に携わる職員全員に、設計・積算に関する研修を毎年実施するほか、積算精査は設計者と精査者が対面で実施し、更に設計・精査時間を確保する等再発防止を図った。</p>
<p>(イ) 給水設備工事及び衛生器具設備工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>福岡市地下鉄七隈線中間駅（仮称）給排水設備工事 [総合評価]</p> <p>（契約金額1億8,413万100円）</p> <p>本工事は地下鉄七隈線新駅の新設に伴う給排水設備工事である。</p>	<p>本指摘事項及び施設課の改善対応については、他所属での同様事例の再発防止のため、令和6年1月に施設部内で全所属長から所属職員に直接説明し情報共有を行うとともに、同様の事例を起こさないよう、局内にも本事案を周知した。</p> <p>経験に関わらず設計に携わる職員全員</p>

<p>給水設備工事の積算において、配管材のうち一部の継手を誤って計上していなかった。</p> <p>また、衛生器具設備工事の積算において、洋風大便器に温水洗浄便座を設置する場合は、普通便座との差額分の労務費を追加計上する必要があるが、誤って計上していなかった。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(施設課)</p>	<p>に、設計・積算に関する研修を毎年別途実施するほか、積算精査は設計者と精査者が対面で実施し、更に設計・精査時間を確保する等再発防止を図った。</p>
--	--

(5) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">土壌汚染対策法を遵守すべきもの</p> <p style="padding-left: 2em;">西新小学校校舎増築その他工事〔総合評価〕</p> <p style="padding-left: 2em;">(契約金額3億7,251万7,200円)</p> <p>本工事は小学校の校舎を増築する工事である。</p> <p>土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。</p> <p>本工事については、土地の形質の変更を行う面積が3,000㎡未満として届出を行っていなかったが、同時期に計画された第2グラウンド整備工事も含め、一連の事業として届出を行う必要があった。</p> <p>今後は、適正な手続きに努められた</p>	<p>法に関する課内研修を実施し(令和5年10月、令和6年3月及び同年4月)、設計起工時に担当者及び係長がダブルチェックを実施することとした。</p> <p>また、疑義が生じた案件に関しては、制度所管課へ問い合わせることを課内にて共有した。</p>

<p>い。</p> <p>(施設課)</p>	
<p>(イ) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 防火区画貫通処理の設計を適正に行うべきもの</p> <p>松崎中学校便所改造衛生設備工事 (契約金額3,522万900円)</p> <p>本工事は中学校の便所改造に伴う衛生設備工事である。</p> <p>排水設備工事の設計において、不燃材料でない配管材で「建築基準法施行令第112条」による防火区画を貫通する場合は、「同施行令第129条の2の4」に規定されている国土交通大臣の認定を受けた工法による貫通処理を行う必要があるが、行っていなかった。</p> <p>今後は、適正な設計に努められたい。</p> <p>(施設課、財政局設備課関連)</p>	<p>今回の指摘内容については、令和6年4月の課内会議にて研修を実施し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(施設課)</p> <p>今回の指摘内容を令和6年1月の課内会議で周知し、防火区画貫通処理について図面への記載を徹底することで、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>
<p>B 防火区画等貫通処理の設計を適正に行うべきもの</p> <p>西新小学校校舎増築空調設備工事 (契約金額3,152万5,560円)</p> <p>本工事は小学校の校舎増築に伴う空調設備工事である。</p> <p>空調設備工事の設計において、不燃材料でない配管材で「建築基準法施行令第112条及び114条」による防火区画等を貫通する場合は、「同施行令第129条の2の4」に規定されている国土交通大臣の認定を受けた工法による貫通処理を行う必要があるが、行っていなかった。</p>	<p>今回の指摘内容については、令和6年3月の課内会議にて研修を実施し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(施設課)</p> <p>今回の指摘内容を令和6年1月の課内会議で周知し、防火区画貫通処理について図面への記載を徹底することで、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>

<p>今後は、適正な設計に努められたい。</p> <p>(施設課、財政局設備課関連)</p>	
<p>C 設計変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕</p> <p>東箱崎小学校給水施設改良工事 (契約金額3,163万8,200円)</p> <p>本工事は小学校における給水施設の改良を行う工事である。</p> <p>給水設備工事における高置水槽について、当初設計の本体寸法では規定の有効容量が確保できないとの理由で寸法を変更して施工したが、設計変更ガイドラインによる設計変更を行っていなかった。</p> <p>今後は、適正な設計変更を努められたい。</p> <p>(施設課、財政局設備課関連)</p>	<p>今回の指摘内容について、令和6年3月の課内会議にて研修を実施し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(施設課)</p> <p>今回の指摘内容を令和6年1月の課内会議で周知するとともに、「設計・積算業務の精度向上の取組み」の更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>
<p>(ウ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>博多小学校空調設備更新工事〔総合評価〕 (契約金額1億598万6,100円)</p> <p>本工事は小学校における空調設備の更新を行う工事である。</p> <p>空調設備工事の積算において、機器は見積りを徴取して単価を決定していたが、全熱交換器の見積りについて能力や仕様が誤っており、集中リモコンの見積りについて仕様で規定する機能を満足していなかった結果、過小な積算となっていた。</p>	<p>今回の指摘内容について、令和6年3月の課内会議にて研修を実施し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(施設課)</p> <p>今回の指摘内容を令和6年1月の課内会議で周知するとともに、「設計・積算業務の精度向上の取組み」の更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>

<p>また、見積書から見積比較表に転記する際の入力を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>空調機の据付や撤去にかかる歩掛が誤っていた結果、過小な積算となっていた。また、全熱交換器の据付にかかる歩掛の適用が誤っていた結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設課、財政局設備課関連)</p>	
<p>B 直接仮設工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>博多工業高等学校校舎その他外壁改修工事 [総合評価]</p> <p>(契約金額3億1,347万3,600円)</p> <p>本工事は高等学校校舎の外壁を改修する工事である。</p> <p>直接仮設工事の積算において、工事期間中に開催される学校行事に干渉する足場等の一時撤去・復旧範囲について、数量の算出を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設課、財政局施設建設課関連)</p>	<p>今回の指摘内容について、令和6年3月の課内会議にて研修を実施し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局施設建設課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(施設課)</p> <p>今回の指摘内容について、令和6年3月の課内会議で共有し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>
<p>C 共通費の算定を適正に行うべきもの</p> <p>福岡第二法務合同庁舎解体工事 [総合評価]</p> <p>(契約金額4億9,953万4,200円)</p> <p>本工事は法務合同庁舎を解体する工事である。</p> <p>共通費の算定において、下請となる設備工事の共通仮設費率及び現場管</p>	<p>今回の指摘内容について、令和6年3月の課内会議にて研修を実施し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局施設建設課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(施設課)</p> <p>今回の指摘内容を、令和6年3月の課内会議で共有し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を</p>

<p>理費率の算定を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設課、財政局施設建設課関連)</p>	<p>行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>
<p>D 共通費、鍵交換工事及び外構工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>(仮称) 全市域エリア高等特別支援学校校舎内部改造その他工事[総合評価]</p> <p>(契約金額3億8,542万2,400円)</p> <p>本工事は特別支援学校の新設に伴う内部改造及び増築を行う工事である。</p> <p>共通費の算定において、新営工事と改修工事を一括発注する場合は、共通仮設費と現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定することとされているが、全て新営工事で算定した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、鍵交換工事の一部において、見積りから単価を採用するにあたり、見積比較表及び積算額内訳書に転記する際の入力を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>さらに、外構工事において、暗渠側溝の数量を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設課、財政局施設建設課関連)</p>	<p>今回の指摘内容について、令和6年3月の課内会議にて研修を実施し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局施設建設課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(施設課)</p> <p>今回の指摘内容について、令和6年3月の課内会議で共有し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>
<p>E 衛生設備工事の積算を適正に行うべきもの</p>	<p>今回の指摘内容を令和6年3月の課内会議にて研修を実施し、注意喚起を行うと</p>

<p>(仮称) 全市域エリア高等特別支援学校校舎内部改造その他衛生設備工事</p> <p>(契約金額5,673万2,500円)</p> <p>本工事は特別支援学校の新設における内部改造に伴う衛生設備工事である。</p> <p>衛生器具設備工事の積算において、福祉型便房に設置する洋風大便器の取付費及び見積りの仕様が誤っていた。給水設備工事の積算において、屋外露出給水管における保温工事の単価適用が誤っていた。給水及び消火設備工事の積算において、配管材のうち一部の継手を誤って計上していなかった。排水設備工事の積算において、オイル阻集器は見積りを徴取して単価を決定していたが、誤って仕様を満足していない見積りを採用して単価を決定していた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>給水設備工事の積算において、配管貫通に伴うはつり工事における口径を誤っていた結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設課、財政局設備課関連)</p>	<p>ともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(施設課)</p> <p>今回の指摘内容を令和6年1月の課内会議で周知するとともに、「設計・積算業務の精度向上の取組み」の更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>
<p>F 高圧引込ケーブルの積算を適正に行うべきもの</p> <p>西新小学校校舎増築その他電気工事</p> <p>(契約金額7,060万2,400円)</p> <p>本工事は小学校校舎増築に伴う電</p>	<p>今回の指摘内容について、令和6年3月の課内会議にて研修を実施し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(施設課)</p>

<p>気工事である。</p> <p>高圧引込ケーブルの積算において、設計変更にて高圧ケーブルを耐火仕様に変更したが、誤って低圧ケーブル（耐火仕様）の単価を適用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>（施設課、財政局設備課関連）</p>	<p>今回の指摘内容を令和6年1月の課内会議で周知するとともに、「設計・積算業務の精度向上の取組み」の更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>（財政局設備課）</p>
<p>G 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>西新小学校校舎増築空調設備工事 （契約金額3,152万5,560円）</p> <p>本工事は小学校の校舎増築に伴う空調設備工事である。</p> <p>空調設備工事の積算において、換気機器は見積りを徴取して単価を決定していたが、全熱交換器の見積りについて誤って仕様に合致しない見積もりを採用し、誤った査定率を適用していた。また、全熱交換器の据付にかかる歩掛の適用が誤っていた。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>空調機における室内機と室外機の間の変り配線を誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>（施設課、財政局設備課関連）</p>	<p>今回の指摘内容について、令和6年3月の課内会議にて研修を実施し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>（施設課）</p> <p>今回の指摘内容を令和6年1月の課内会議で周知するとともに、「設計・積算業務の精度向上の取組み」の更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>（財政局設備課）</p>
<p>H 衛生設備工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>東箱崎小学校給水施設改良工事 （契約金額3,163万8,200円）</p> <p>本工事は小学校における給水施設</p>	<p>今回の指摘内容について、令和6年3月の課内会議にて研修を実施し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して、再発防止に努めている。</p>

<p>の改良を行う工事である。</p> <p>給水設備工事の積算において、屋外露出給水管における保温工事の単価適用が誤っていた結果、過小な積算となっていた。また、高置水槽の据付費について「公共建築工事標準単価積算基準」によると、現場組立形パネルタンクの据付費は見積りによることとなっているが、採用した見積りに含まれる据付費に加えて一体形タンクの歩掛による据付費も重複して計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>消火設備工事の積算において、屋内消火栓ポンプは見積りを徴取して単価を決定していたが見積りの仕様が誤っており、また、消火配管の単価適用が誤っていた。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>設計変更にて、一部の給水管・消火管の配管ルートを地中埋設から天井内に変更し、それに伴い天井点検口の設置を追加したが、誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設課、財政局設備課関連)</p>	<p>(施設課)</p> <p>今回の指摘内容を令和6年1月の課内会議で周知するとともに、「設計・積算業務の精度向上の取組み」の更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局設備課)</p>
<p>I 共通費の算定を適正に行うべきものの</p> <p>学校給食センター有田支所解体工事 [総合評価]</p> <p>(契約金額1億8,765万4,500円)</p> <p>本工事は学校給食センターの解体を行う工事である。</p> <p>共通費の算定において、アスベスト</p>	<p>今回の指摘内容を、令和6年2月の課内会議で周知し、設計・工事を依頼している財政局施設建設課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(用地・建替計画課)</p> <p>今回の指摘内容を、令和6年3月の課内会議で共有し、再発防止に向けた研修を行うとともに、係長・精査係長によるトリブ</p>

<p>除去工事に係る共通費の率の適用を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(用地・建替計画課、財政局施設建設課関連)</p>	<p>ルチェック、間違いやすいポイントの課内共有など、設計・積算の精度向上に向けた取り組みを行っている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>
<p>(エ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>施工管理を適正に行うべきもの</p> <p>元岡地区新設中学校周辺道路整備工事(その1)</p> <p>(契約金額6,022万3,900円)</p> <p>本工事は新設中学校周辺部における道路改良工事である。</p> <p>本工事区間における横断歩道の手前には、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されており、工事にあたっては「福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」等に則り、現状の誘導機能を確保しながら行う必要がある。</p> <p>しかしながら、歩道の改良工事に伴い、視覚障がい者誘導用ブロックが一時的に撤去されていたが、仮設置等による誘導機能の確保が行われていなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。</p> <p>(用地・建替計画課、財政局施設建設課関連)</p>	<p>今回の指摘内容を、令和6年2月の課内会議で周知し、設計を依頼している財政局設備課と連携して再発防止に努めている。</p> <p>(用地・建替計画課)</p> <p>今回の指摘を受け、令和6年3月に再発防止に向けた研修を行い、視覚障がい者誘導用ブロックが設置された箇所の工事は現状の誘導機能が確保できるよう、令和6年4月より視覚障がい者誘導用ブロックの仮設置費用を設計計上し、仮設置が困難な現場においては誘導機能が確保できるまでの期間において昼夜間の交通誘導警備員を配置するよう設計計上することとした。</p> <p>また、間違いやすいポイントについて令和6年3月の課内会議で共有するなど、設計・積算の精度向上に向けた取り組みを行っている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p>
<p>(オ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>委託料の積算を適正に行うべきもの</p> <p>元岡地区新設中学校新築設備工事基本設計業務委託</p> <p>(契約金額639万1,000円)</p> <p>本委託は新設中学校の新築に伴う設備工事の基本設計を行う業務委託である</p>	<p>今回の指摘内容を、令和6年2月の課内会議で周知し、設計を依頼している財政局設備課と連携して再発防止に努めている。</p> <p>(用地・建替計画課)</p> <p>今回の指摘内容を令和6年1月の課内会議で周知するとともに、「設計・積算業務の精度向上の取組み」の更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p>

<p>る。</p> <p>本委託は「福岡市役所地球温暖化対策 率先実行計画」に基づく省エネ性能の向 上を図る施設の設計を行うこととして おり、その場合の委託料の算定におい ては、「建築工事設計等業務委託料算定基 準」により業務人・時間数に対して難易 度係数による補正を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、誤って難易度係数の補 正を行わなかった結果、過小な積算とな っていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (用地・建替計画課、財政局設備課関連)</p>	<p>(財政局設備課)</p>
---	-----------------